

高事第2846号
令和4年3月17日

各市町村介護保険事業者指定担当課長様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

介護職員処遇改善支援補助金に係る計画書提出先の周知について（依頼）

日頃から大阪府の高齢者福祉施策の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の一部改正について（令和4年3月11日付老発0311第4号（介護保険最新情報Vol.1041））にて、介護職員処遇改善加算に係る新様式が通知されました。

新様式では、「加算と補助金について処遇改善計画書を一体的に作成できるよう、あわせてお示しする」として、エクセル内シートに介護職員処遇改善支援補助金の計画書が参考様式として示されました。

本支援補助金の計画書は、加算に係る計画書とは別に、大阪府への提出が必要となります。各市町村におかれましては、加算に係る計画書様式の事業者への周知にあたっては、下記についても併せて周知いただきますようお願いいたします。

なお、実施要綱と正式な様式等については、令和4年4月の予定です。

記

- ・ 介護職員処遇改善支援補助金の計画書の提出先等
提出先：大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課
提出期限：令和4年4月15日（金曜日）
提出方法：電子メール（Excelファイルの様式を添付して、下の専用アドレスに提出ください）。
介護職員処遇改善支援事業専用アドレス korei-kaizensienhojo@gbox.pref.osaka.lg.jp
※市町村に提出する介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の計画書とは別に、大阪府への提出が必要ですのでご注意ください。
- ・ 詳細は、大阪府ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/syoguusienhojyokin/>

【担当】

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

大阪府処遇改善支援補助金担当

電話：06-6941-0351（内線4489、4490）